

平成 21 年 12 月 15 日

平成 21 年度泉佐野市指定管理者制度評価委員会の評価結果について

市においては、平成 18 年度から導入している指定管理者制度導入施設の適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善並びに利用者サービスの一層の向上に資するため、学識知識経験者、議会議員、利用者代表などから構成する指定管理者制度評価委員会を設置し、利用者アンケートや事業報告に基づき、その運営業務、維持管理業務、収支状況などについて確認し、指定管理者が仕様書に適合した業務を行っているかどうかを評価いたしました。

1 開催日程

平成 21 年 10 月 23 日

2 委員会名簿

委員長 大谷 悟 (大阪体育大学健康福祉学部教授)

委員 高階 貞 男 (弁護士)

委員 森田 将 (公認会計士)

委員 戸野 茂 (泉佐野市議会議長)

委員 辻野 隆 成 (泉佐野市町会連合会連合会長)

委員 西畑 富 三 (岸和田人権擁護委員協議会泉佐野市地区委員会委員)

委員 大工 治 義 (泉佐野市青少年指導員連絡協議会会長)

3 指定管理者制度評価対象施設

No	担当課	施設名	指定管理者	選定方式
1	人権推進課	市立泉佐野人権文化センター	NPO 法人泉佐野市人権協会鶴原地域協議会	公募
2	人権推進課	市立樫井人権文化センター	NPO 法人あゆみ	公募
3	人権推進課	市立下瓦屋人権文化センター	NPO 法人ゆまにて	公募
4	青少年課	市立鶴原地区青少年会館	NPO 法人おおさか若者就労支援機構	公募
5	青少年課	市立下瓦屋地区青少年会館	NPO 法人ゆまにて	公募
6	青少年課	市立樫井地区青少年会館	NPO 法人あゆみ	公募

4 評価の基準等

評価は、仕様書等に基づいた運営管理を行っているかどうかなどの観点から、以下の 5 段階評価により行った。

- 5 特に優れている : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)を上回った
- 4 優れている : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)をやや上回った
- 3 良好 : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)どおり
- 2 一部、良好でない : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)をやや下回った
- 1 良好でない : 提案内容(仕様書、募集要項内容を含む)を下回った

5 委員会評価の概要について（委員長総括）

本委員会の任務は、泉佐野市において導入されている指定管理者制度施設について、指定管理者たる民間事業者が、施設設置の主旨目的を理解し、住民の財産たる各公共施設を適正かつ有効に管理しているのかどうかを検証し、評価を行うことにある。それぞれの施設は平成 20 年度から指定管理者制度を導入している。

今回の評価対象施設は、人権文化センターと地区青少年会館である。人権文化センターは、解放会館（隣保館）として、憲法に保障する基本的人権を実現すべく、同和地区住民を対象に社会的、文化的及び経済的生活の向上を図り、同和問題を解決することを目的に設置されたものである。同時に、解放会館（隣保館）によって展開された隣保事業は、我が国のセツルメント運動の源流ともいえ、1921 年に設立された公立隣保館にはじまり、戦後は、社会福祉法に定める第二種社会福祉事業と位置づけられ、1969 年同和対策事業特別措置法によって推進されてきた。

この第二種社会福祉事業である「隣保事業」とは、主に相談援助活動を通じて、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るところにあり、その事業の展開にあたっては、社会福祉法で定める理念に基づき提供されることが求められており、同和行政の重要施策であるとの認識がもたらされたところでもある。

その後、地対財特法として継承されてきたが、2002 年 3 月末日をもって失効したことにより、一般施策への移行するところとなった。

この変化に伴い、解放会館の名称を人権文化センターと変更し、同和地区住民を対象としていたものを全市民対象に広げ、人権啓発及び地域福祉の推進、生涯学習や地域交流の促進を図り、すべての人々の人権が尊重される地域社会の実現に寄与することを目的とした施設に改めたところである。また同様に、青少年会館についても、対象を地域に限定しない青少年の社会参加促進の場として広げる改変が加えられたものである。

以上述べてきたような人権や社会福祉の観点からの運営評価並びに住民の財産たる各公共施設を適正かつ有効に管理しているのかどうかを検証したところである。

しかしながら、今回の本委員会での審議は、前回に比しても、単なる指定管理者の業務のチェックだけの評価に止まらず、その利用者数、経費、また人員配置数など施設の趣旨目的に照らしての効果についてまで及ぶものとなった。さらに、施設のあり方の見直しや経費縮減の手法などの提案もあったところである。その背景を考えると、今年度から泉佐野市が財政の悪化により財政健全化団体となり、今後、厳しい舵取りを行わざるを得ない状況を、各委員においても深く憂慮され、施設本来の趣旨目的に合致したより効率的な運営のあり方を探ろうとするものとなったと言えよう。

本委員会で、人権文化センターにかかる評価に関連して委員から出された意見とその議論は、以下のよう

にまとめられる。

利用人数について

市の直営時の延べ利用人数をベースにしているが、対経費との効果を見るためには、実利用人数での把握が必要だという意見

指定管理者の業務の評価について

指定管理者の評価に止まらず、施設のあり方自体も評価する必要があるのではないかとこの意見に対し、本施設の趣旨目的から、利用者の人権への理解の深まりなど、単に対費用効果だけでは図れないとの意見、さらに、行っている事業は良いが、多数の市民が利用しているかどうかの評価の基準であるべきという意見

施設の趣旨目的から、人権啓発についての評価項目を作るべきという意見

収入収支について

収入の評価については、受益者負担や貸館収入での増の努力であれば評価ができると考えられる。人権にかかる事業など無償であるべき部分もあるだろうが、市からの委託料の構成比が大部分であり、高い評価は難しい。

市の財政の現状から鑑みて、単に指定管理者の収支均衡が図られているので良しとするのではなく、更なる節約が必要であるとし、支出面で、委託料の有効な活用が図られているのかチェックが必要

指定管理者の運営体制について

今後の検討課題として近傍施設については、施設の指定管理者を統合するべきではないかとの意見

委員会の評価としては、総評として市の評価と同様の 3 の良好であるとし、個々の評価も同様、所見としては、人権施設としての趣旨目的を達成すべく、利用者増に一層の努力をされるとともに、経費の縮減を図りたい。また、今後の課題として運営体制の見直しなど検討されたいとなった。

青少年会館にかかる評価に関連して委員から出された意見とその議論は、以下のようにまとめられる。

利用人数について

施設の成立ちの経過から、他の地域からの利用の状況での質疑と立地条件を勘案すれば、土曜日曜の事業を中心にすべきとの意見に対して、市側から青少年の健全育成との観点から日曜祝日は家庭の教育が必要との考えが出された。

実人数一人あたりの経費についての意見

利用人数を増やすべきとの意見

市側から交通手段の問題と子どもの安全対策対応などの必要性についての説明

事業内容について

単に人数が集まる事業を行うのではなく、施設の趣旨目的に照らしてという観点が必要だとの意見

委託経費について

ニーズ調査などの委託では、他の指定管理者でもその結果の活用ができるようにされたいとの意見

講座講師に対する謝金等のチェックの現状への質問

経費について予算の枠内であれば執行については問わないという役所的発想があると、経費削減ができないのではないか

指定管理者の運営体制について

指定管理施設の比較だけでなく、午後から開設している類似施設として学童保育との対比が必要との意見

委員会の評価としては、総評として市の評価と同様の3の良好であるとし、個々の評価も同様、所見としては、青少年施設としての趣旨目的を達成するべく、利用者増に一層の努力をされるとともに、勤務体制のあり方の見直しなど検討されたいとなった。

それぞれの施設は、憲法に掲げる人権擁護や社会福祉をバックボーンに持つものであり、事業の必要性については、各委員とも認めている。地域を支える力としての施設と今後どのように市民の中に広げていくのかという課題や指定管理者制度での運用ということだけでなく、厳しい財政事情の中、市の施策としてどのように展開するべきかということも併せて考えさせられる有意義な委員会となったと感じる。

最後に、各委員におかれては、限られた時間の中で、委員会運営にご協力もいただき、各自重責を果たされたことに、深く感謝の意を表し、委員長としての総括としたいと思います。

平成 21 年 10 月 23 日

泉佐野市指定管理者制度評価委員会委員長 大谷 悟

指定管理者制度導入施設の管理運営の評価指針

1 趣旨

指定管理者制度導入施設について、適正かつ確実な管理運営状況を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び市民サービスの一層の向上に資するため、管理運営状況についての評価を実施する。

また、市民サービスの質の向上及び管理運営の効率化等を通じ、指定管理者制度導入による効果等についても検証を行う。

2 評価の流れ

(1) 指定管理者

事業報告書の作成・報告、利用者満足度調査の実施、苦情・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度、管理運営に関する自己評価（別紙 1）を実施し、施設管理担当課に報告する。なお、利用者満足度調査（別紙 2 [アンケート調査]）についても、自己評価と併せて実施するものとし、その結果を分析の上、評価シートに記入するものとする。

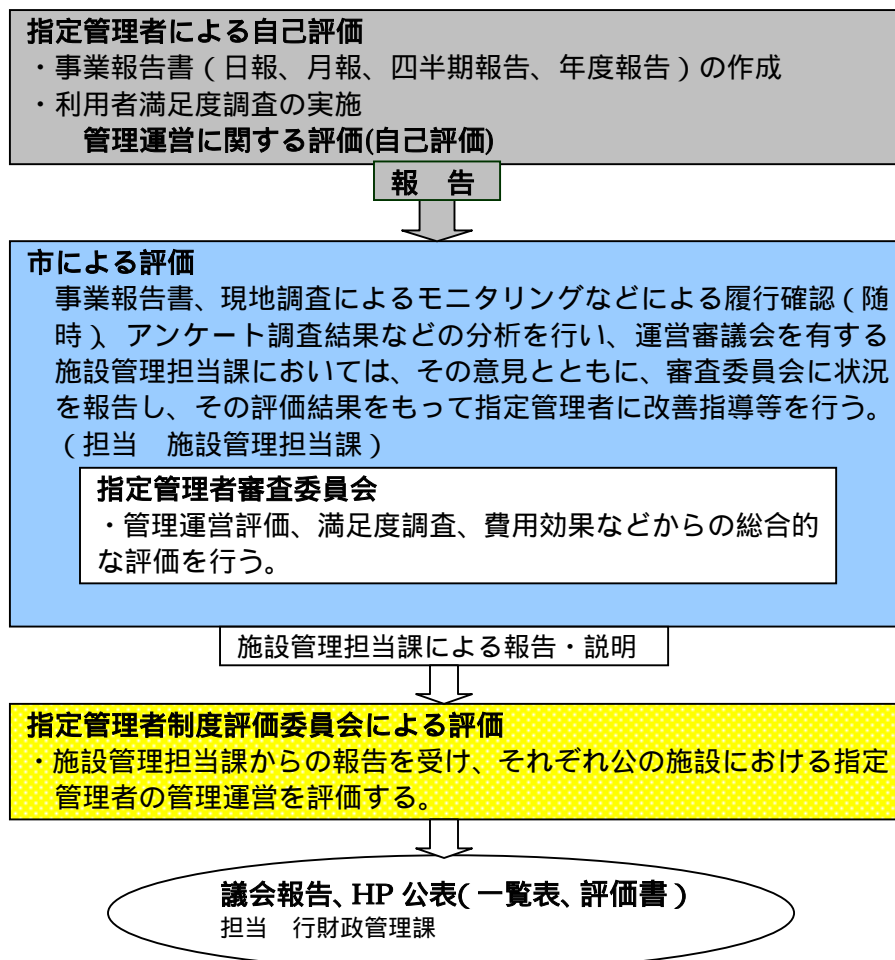
(2) 市による評価

施設管理担当課により指定管理者の事業報告及び現地調査に基づき、管理運営が事業計画等で定められた水準を充足しているか、随時履行の確認を行うとともに、また、年度終了時には、指定管理者が実施した自己評価について分析を行うことなどにより、年間運営実績についての管理運営評価を実施し、業務改善に向けた指導等を行うとともに、評価結果をその根拠となる資料を併せて、指定管理者審査委員会に報告する。

指定管理者審査委員会は、施設における指定管理者制度導入について、適正かつ確実な管理運営が確保されているかどうか、及び予想された効果をあげているのかどうかなどを評価する。

(3) 評価機関による評価

指定管理者制度評価委員会を設け、施設管理担当課の説明により当該施設にかかる評価を行う。なお、評価については、基本として、それぞれの施設の指定管理期間 5 年度中 2 年目及び 4 年目の隔年評価とする。



3 評価項目・評価の視点

評価項目及び評価の視点については下記を基本に、施設管理担当課において施設の特性等を踏まえ、適切に設定すること。

評価項目	評価の視点
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズに応じた施設運営状況 ・受付、接客対応、公共性・公平性の確保 ・各種事業、プログラムの実施状況 ・利用者満足度調査の実施状況 ・利用者の苦情・要望等の対応状況 ・その他、市民サービス向上に向けた取組み
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・設備保守管理 ・植栽管理 ・警備 小規模修繕 などの履行状況
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数（計画の達成度、過去の実績との比較） ・施設稼働率 等
収支状況	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画と実績の比較 ・経費削減に向けた取組み 等
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・知識、経験を有する人員等の適切な配置 ・危機管理体制の確保 ・関係機関、各種団体等との連携体制 等

4 評価ランク

評価については、指定管理者が仕様書、募集要項（基本協定、年度協定を含む）に基づいた内容の運営を行っているかどうか、さらに選定の要件ともなった提案内容と比較した場合はどうかを以下の評価ランクにより行う。

- 5.特に優れている : 提案内容（仕様書、募集要項内容を含む）を上回った
- 4.優れている : 提案内容（仕様書、募集要項内容を含む）をやや上回った
- 3.良好 : 提案内容（仕様書、募集要項内容を含む）どおり
- 2.一部、良好でない : 提案内容（仕様書、募集要項内容を含む）をやや下回った
- 1.良好でない : 提案内容（仕様書、募集要項内容を含む）を下回った

5 管理運営評価の運用

平成 20 年度より、すべての指定管理者制度導入施設について、年間管理運営実績に対する自己評価を行うよう指定管理者に指示するものとする。（平成 21 年度以降の年次協定を行う旨を記載するのが望ましい。）特に直営時点（直営を経ていない施設は想定）の実績との比較にも重点を置くようにすること。利用者満足度調査に関しては、既に指定管理者独自でニーズ調査等を実施している場合は、これに代えることができるものとする。また、調査は個々の施設特性に応じた適切な方法・時期・期間により実施するものとする。

6 評価のスケジュール

5月	指定管理者審査委員会 指定管理審査委員会要綱の改正（審査委員会所掌、指定管理指針の変更）
6月	指定管理者制度評価指針に基づく指定管理者との協議・指示
7月	指定管理者による自己評価の作成（アンケート調査結果の分析含む）
8月	施設担当課による評価案の作成作業（決算書報告書、アンケート分析など）
9月	指定管理者審査委員会による市の評価
10月	指定管理者制度評価委員会による評価
11月	
12月	議会（行財政委員会）への報告 評価結果の公表及び指定管理者への通知

泉佐野市指定管理者制度評価委員会要綱

(設置)

第 1 条 公の施設の指定管理者について、適正かつ確実な管理運営を確保するとともに、指定管理者の業務改善及び市民サービスの向上に資するため、管理運営状況についての評価を実施する指定管理者制度評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者が行う施設の管理運営業務に係る評価に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、議会議員、指定管理選定委員、利用者代表、市民等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員のうちから 1 名を市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長が、必要と認めるときは、学識経験者その他の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市長公室行財政管理課において行う。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 13 日から施行する。